

平成 18 年 3 月 20 日(月)より 5 店舗で取扱い開始

# “生体認証付き”

## ICキャッシュカード取扱いのお知らせ

キャッシュカードのセキュリティー強化として、“生体認証付き”ICキャッシュカードの取扱いを5店舗で開始しました。

通常のキャッシュカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載し、手のひら静脈情報を登録する新しいカードです。

お手持ちのカードの切り替えも可能ですので、ご希望の方はICキャッシュカード取扱店の窓口までお申し出ください。なお、取扱店以外で発行されたキャッシュカードは、切り替えできませんのでご了承ください。

“生体認証付き”ICキャッシュカードの概要			
ご利用いただける方	個人の方に限ります。		
ご利用いただける預金の種類	普通預金(総合口座、無利息型普通預金を含む)・貯蓄預金 カード発行枚数は1口座1枚(本人用)となります。		
ATMとICキャッシュカード機能の組み合わせ	ATM	ICキャッシュカード	機能
	生体認証対応	手のひら静脈情報登録済	ICチップ機能+“手のひら静脈”(注1)+“暗証番号”で取引できます。
		手のひら静脈情報未登録(注2)	ICチップ機能+“暗証番号”で取引できます。
	生体認証非対応		磁気ストライプ機能(注3)+“暗証番号”で取引できます。
注1:手のひら静脈の情報は、手のひらをATM機の所定箇所にかざしていただくことで読み取り、ご本人であることを確認します。 注2:手のひら静脈情報が未登録の方は速やかに登録をお願いします。 注3:ICキャッシュカードには磁気ストライプも装着しています。 生体認証に対応していないATMでは、磁気ストライプ機能でお取引できます。(他行の生体認証対応ATMも同機能取引となります)			
手のひら静脈情報の登録	お申込後、再度ご来店いただいて登録させていただきます。 ICキャッシュカードが郵送されますので、同カード、ご本人を確認できる資料および旧カードをご持参ください。 ご本人であることを確認のうえ、ICキャッシュカードに手のひら静脈情報を登録いたします。(登録には7分程度かかります)		
ICキャッシュカードの有効期限	5年間とし、カード表面に有効期限を表示します。 有効期限が到来すると使用できなくなりますので、期限到来前に更新のご案内をご通知いたします。		
ICキャッシュカード発行手数料・更新手数料	1,050円(消費税を含みます) ICキャッシュカード更新手数料は、有効期限到来時の更新時に徴求いたします。		
ICキャッシュカード取扱店(生体認証対応ATM設置店)	本店営業部、堺町支店、鷹の橋支店、西条中央支店、竹原支店		

(平成 18 年 3 月 20 日現在)

ご不明な点はICキャッシュカード取扱店へお気軽にお問い合わせください。